

長浜市告示第99号

騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分を次のように指定する。

平成19年4月1日

長浜市長 川島信也

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表備考に定める各号の区域の区分は、平成19年長浜市告示第96号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音を規制する地域の指定）で指定した地域において、次のとおりとする。

区域の区分

(1) a 区域

平成13年滋賀県告示第196号（騒音に係る環境基準の地域の類型にあてはめる地域等の指定）に規定する地域の類型の区分（以下「地域類型区分」という。）のうち、A類型地域

(2) b 区域

地域類型区分のうち、B類型地域

(3) c 区域

地域類型区分のうち、C類型地域

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

長浜市告示第60号

騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分の指定（平成19年長浜市告示第99号）の一部を次のように改正する。

平成24年4月1日

長浜市長 藤井 勇 治

「平成13年滋賀県告示第196号（騒音に係る環境基準の地域の類型にあてはめる地域等の指定）」を「平成24年長浜市告示第59号（騒音に係る環境基準の地域の類型にあてはめる地域等の指定）」に改める。